2026 年 10 月 30 日

消費者庁消費者制度課　御中

一般社団法人全国銀行協会

「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会
中間取りまとめ」に対する意見について

2026 年９月 16 日付で意見募集が開始された「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会　中間取りまとめ」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以　上

（別紙）
2026 年 10 月 30 日
一般社団法人全国銀行協会

「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会　中間取りまとめ」に対する意見

項番	該当箇所	意見
1	【6頁】 「第１」の「１．（１）ア（イ）」（消費者契約の締結がもたらす結果についての配慮）	消費者本人が十分な判断能力を有し、契約内容を十分理解したうえで、その自由な意思にもとづき契約締結を希望する場合には、本人の自己決定を尊重することが原則であると考える。一方、本中間取りまとめでは、「消費者契約の締結により消費者又はその配偶者若しくは扶養親族の生活の現状を著しく悪化させることがないように配慮する努力を促す方向が考えられる」とされている。このため、本人の自己決定の尊重と配偶者・扶養親族の生活への配慮が競合する場合に、後者を優先すべき場面が想定されるのか、また、その場合の考え方や判断基準等について、指針等において具体的に明確化いただきたい。加えて、消費者の配偶者または扶養親族の生活への配慮と事業者における業務の健全な運営の確保等が競合する場合についても、同様に明確化いただきたい。
2	【13～15 頁】 「第１」の「２．（１）」（「契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等」の「民事ルール（消費者契約法における新たな手法）」）	（要件：①適切な判断をすることが困難な状態で、 ②深刻な結果となる内容の契約を締結した場合、について） ①「適切な判断が困難な状態」や②「深刻な結果となる内容の契約を締結した場合」という要件が極めて抽象的である。これが曖昧なまま導入されると、例えば、金融取引のように厳格な手続きを経ている各種商品・サービスまで事後的に契約解除される懸念が生じ、取引の安全・予見可能性が大きく損なわれる。したがって、②の要素を中心に据えたうえで、事業者の主観的要素（②を知っていたこと）を要件として取り入れるとしても、①、②の要件の明確化を図り、事業者の予見可能性を確保する必要があると考える。

項番	該当箇所	意見
3	「第１」の「２．（１）」（「契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等」の「民事ルール（消費者契約法における新たな手法）」）	（要件：③事業者の予見可能性を確保しつつ共創協働の観点から「第三者」による見守りを促す仕組み、について） 消費者や「第三者」の属性や両者の関係等も多様であると考えられるところ、「第三者」への事前連絡を一律に実務の前提や免責の要件とすることは現実的ではなく、当該事前連絡が事実上困難な場合に事業者がサービス提供をためらうことになれば、当該サービスを真に必要とする消費者にサービスを提供できなくなるおそれがある。また、本人の同意がないまま「第三者」へ取引内容を共有・連絡することは、顧客のプライバシー保護や自己決定権の確保の観点からも問題となる可能性がある。さらに、店頭やオンライン取引において、同席・連絡する「第三者」が真に顧客の利益を守る者か（害意や搾取の意図がないか）を事業者側で客観的に審査・判別することは困難。よって、第三者の見守りを促す仕組みを義務付けることには反対する。
4	【21～23 頁】 「第２」の「３．」（契約の変更に関する規律）	定型約款の変更で、かつ、契約の重要事項の変更について、事業者に一律に消費者への個別通知を求めることは、特に顧客数が多い商品・サービスにおいて、実務上、過大な負担が生じる懸念がある。仮に、当該規律を設ける場合であっても、通知先が把握できない場合は個別通知は不要とする、不利益変更の場合でも一定範囲に留まる場合には「契約の重要事項の変更」に該当しないことを明確化する、さらに顧客数が極めて多い商品・サービスについては例外的にホームページ上の公表等による通知を認める、等の対応が必要と考える。
5	【29 頁】 「第３」の「２．」（「解約料」条項の説明によるトラブル抑止）	解約料の算定根拠の説明については、事業者に営業秘密の開示が求められることのないようにしていただきたい。

以　上